

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第189号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第247号）

- ① 平成18年7月13日受付、第1126号事業廃止届書に添付し提出された液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書（様式第7の2）
- ② 平成18年6月30日申請、7月7日認可の特定事業者の登録時に添付された液化石油ガス設備工事届出書

2 本件公開請求に対する処分の内容
不存在決定

3 担当課（所）
中能登総合事務所

4 異議申立て等の経緯

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ア H26. 9. 22 公開請求 | エ H26. 12. 4 諮問 |
| イ H26. 10. 2 一部公開決定 | オ H28. 6. 29 答申 |
| ウ H26. 10. 24 異議申立て | |

5 諮問に係る審査会の判断結果
不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>異議申立人は、本件情報公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄に、「①平成18年7月13日受付、第1126号事業廃止届書に添付し提出された液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書（様式第7の2）、②平成18年6月30日申請、7月7日認可の特定事業者の登録時に添付された液化石油ガス設備工事届書」と記載しており、実施機関の不存在決定に対して不服申立てしているが、異議申立書の異議申立の趣旨において、「①は、存在しているものであるから非公開処分を取り消し、公文書としての存在確認とその公開を求める」と記載しているので、以下、①の公文書の不存在について検討する。</p> <p>実施機関は、液化石油ガス販売事業廃止届書は、液化石油ガスの保安の確保及び適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第23条の規定により届け出なければならないもので、同法施行規則第26条において、様式第11による届書を提出することと規定されているが、様式第11において添付すべき書類等は規定されておらず、本件廃止届書にも添付文書は存在しない、と述べている。</p> <p>液化石油ガス法第23条では、液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガス販売事業を廃止したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない、と規定している。</p> <p>同法施行規則第26条では、法第23条の規定により、液化石油ガス販売事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第11による届書を法第3条第1項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない、とされている。</p> <p>様式第11の届書は、「液化石油ガス販売事業廃止届書」と題され、登録の年月日及び登録番号並びに事業を廃止した年月日が記載事項とされている。</p> <p>液化石油ガス法及び同法施行規則では、このほか、液化石油ガス販売事業の事業廃止</p>

	<p>に関する特別の定めを置いていない。</p> <p>なお、液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書は、液化石油ガス法第10条第3項の規定に基づき提出すべきものとされ、同法施行規則第10条において、届書の様式及び添付すべき書面が規定されている。</p> <p>このようなことから、液化石油ガス販売事業者廃止届書に添付された書類の公開を求める本件公開請求に対して、実施機関が不存決定を行ったことは、不自然、不合理ではない。</p>
--	---

6 審議経緯 審査回数 2回

(別 紙)

答申第189号

答 申 書

平成28年6月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成26年9月22日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

- ① 平成18年7月13日受付、第1126号事業廃止届書に添付し提出された液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書（様式第7の2）
- ② 平成18年6月30日申請、7月7日認可の特定事業者の登録時に添付された液化石油ガス設備工事届出書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成26年10月2日に、不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

公開請求のあったものは、存在しない文書であるため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成26年10月24日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成26年12月4日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

公開請求した公文書の①は、実施機関に存在しているものであるのに、存在しないとしたものである。これは、単なる勘違いではなく、公開しないことで出先機関にとって何らかの不始末を隠そうとしたものである。

(2) 意見書

ア 実施機関の理由説明書の記述内容は、一見、理あるように見えるが、全く、法の規定に基づいていないにも関わらず、知事名と公印を使用して、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）に違反した手続きを行ったことを隠蔽しようとするために作成したものである。

ここに証拠提出した書類4通は、件の廃止届書の受理の際に添付して実施機関に提出されたものであり、受付印が押されている。

したがって、実施機関は、異議申立人に対して、知事名で虚偽の回答をしているのである。

異議申立人は、存在しないとされた文書が存在しているのを知り、液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書の公開を求めたのである。法に則って正しく手続きがされたのであれば、必ず存在する文書である。

存在しているのに、存在しないと返答することは不誠実であり、公務員の職務怠慢というより、不祥事を隠蔽しようというための違法な行為である。実施機関は自分のしたことが、法に違反することも分かっていないのではないのか。法とは、憲法であり、行政手続法であり、公務員法であり、液化石油ガス法のことである。

なお、意見書に添付された実施機関の受付印が押印された書類とは、液化石油ガス販売事業廃止届書、保安業務廃止届書、特定液化石油ガス設備工事業廃止届書及び高圧ガス販売事業廃止届書である。

イ 実施機関の補充理由説明書では、異議申立人が意見書の提出にあたって添付した書類は、「それぞれ法の別の条項に基づいて提出され、実施機関において受付した届書であり、液化石油ガス販売事業廃止届書の添付文書ではない」とのことであるが、これが適正な手続きであるということであるのか。

それぞれ、どの法のどの条項に、誰が何のために作成して届け出ることと定められているのか。液化石油ガス販売事業廃止届書と外の3文書は、同じ日に提出されているが、添付書類ではないのか。

液化石油ガス販売事業廃止届書の作成名義人は、誰であると、どの法のどこに定められているのか。

液化石油ガス販売事業譲渡証明書が存在しないということであるが、事業が廃止されて、ガス使用家庭は誰が面倒を見るのであるのか。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び補充理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 理由説明書

液化石油ガス販売事業廃止届書は、液化石油ガス法第23条に基づき、また、液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書は同法第10条に基づき提出されるもので、平成18年7月13日受付の液化石油ガス販売事業廃止届書には、液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書は添付されておらず、公開請求に係る文書は存在しない。

2 補充理由説明書

液化石油ガス販売事業廃止届書は、液化石油ガス法第23条の規定により届け出なければならないもので、同法施行規則第26条において、「様式第11による届書を…提出しなければならない」と規定されているが、様式第11において添付すべき書類等は規定されておらず、本件廃止届書にも添付文書は存在しない。

なお、異議申立人が理由説明書に対する意見書に添付して提出した液化石油ガス販売事業廃止届書以外の書類は、それぞれ液化石油ガス法の別の条項に基づいて提出され、実施機関において受付した届書であり、液化石油ガス販売事業廃止届書の添付文書ではない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする

とともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

実施機関が、平成18年7月13日第1126号で受け付けた特定事業者の液化石油ガス販売事業廃止届書に添付し提出された液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、本件情報公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄に、「①平成18年7月13日受付、第1126号事業廃止届書に添付し提出された液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書（様式第7の2）、②平成18年6月30日申請、7月7日認可の特定事業者の登録時に添付された液化石油ガス設備工事届書」と記載しており、実施機関の不存在決定に対して不服申立てしているが、異議申立書の異議申立の趣旨において、「①は、存在しているものであるから非公開処分を取り消し、公文書としての存在確認とその公開を求める」と記載しているので、以下、①の公文書の不存在について検討する。

実施機関は、液化石油ガス販売事業廃止届書は、液化石油ガス法第23条の規定により届け出なければならないもので、同法施行規則第26条において、様式第11による届書を提出することと規定されているが、様式第11において添付すべき書類等は規定されておらず、本件廃止届書にも添付文書は存在しない、と述べている。

液化石油ガス法第23条では、液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガス販売事業を廃止したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない、と規定している。

同法施行規則第26条では、法第23条の規定により、液化石油ガス販売事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第11による届書を法第3条第1項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない、とされている。

様式第11の届書は、「液化石油ガス販売事業廃止届書」と題され、登録の年月日及び登録番号並びに事業を廃止した年月日が記載事項とされている。

液化石油ガス法及び同法施行規則では、このほか、液化石油ガス販売事業の事業廃止に関する特別の定めを置いていない。

なお、液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書は、液化石油ガス法第10条第3項の規定に基づき提出すべきものとされ、同法施行規則第10条において、届書の様式及び添付すべき書面が規定されている。

このようなことから、液化石油ガス販売事業廃止届書に添付された書類の公開を求める本件公開請求に対して、実施機関が不存在決定を行ったことは、不自然、不合理ではない。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 26 年 12 月 4 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 4 7 号)
平成 27 年 1 月 14 日	○実施機関 (中能登総合事務所) から理由説明書を受理した。
平成 27 年 1 月 28 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 27 年 3 月 31 日	○実施機関 (中能登総合事務所) から補充理由説明書を受理した。
平成 27 年 4 月 24 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 28 年 2 月 24 日 (第 271 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 28 年 3 月 30 日 (第 272 回審査会)	○事案の審議を行った。